

学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜北特別支援学校

令和3年9月 改訂

令和6年4月 改定

令和8年4月 改訂

令和8年9月 改訂

1 学校いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け策定された「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、静岡県立浜北特別支援学校におけるいじめの防止、早期発見や早期対応（以下、いじめ防止等と記す）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めたものである。

2 いじめの定義及び防止等の基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめとは・・・

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。※児童等＝児童生徒（引用元：静岡県いじめ防止等のための基本的な方針）

- ・冷やかしかからかい ・悪口や脅し文句 ・仲間はずれや集団からの無視 ・体当たり
- ・金品のたかり ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等での SNS による誹謗中傷 など

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで、いじめの被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったりいじめに本人が気づいていなかったりする場合もあるため、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

以上の点を踏まえ、私たちは、いじめを以下のように理解しておく必要がある。

いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる

いじめは生命または心身に重大な危険を生じさせる

傍観者として、周りで見て見ぬ振りをしているケースがある

(2) いじめ防止等の基本的な理念

「いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。」

いじめは、子どもの心身を深く傷つけ健全な成長に大きな影響を及ぼしかねない、人権に関わる重要な問題である。

全教職員が、いじめやそれを傍観する行為などを許さない姿勢をもち、いじめを未然に防止し早期発見に努め、かつ、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが大切である。そのためには、教育活動をとおして自らを大切に思う気持ち（自尊感情）を育むことが重要である。

本校では、教育目標のスローガンである「友と輝き 地域に生きる」のもと、子どもたちが絆（仲間や地域との豊かな関わり）を大切にしながら地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、決まりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを思いやり尊重する感覚（人権感覚）を育み、健やかでたくましい子どもを育てていく。そのためには、家庭はもちろんのこと、県、国、市町、地域住民やその他の関係者と連携を図りながらいじめのない学校づくりを推進していく。

3 いじめ防止等のための体制

校内におけるいじめ防止に関する組織的な取り組みを図るための組織を常設し、必要な指導、支援を行う。

- (1) 組織名 いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 校長、副校長、教頭、事務長、小学部・中学部・高等部主事、生徒指導課長
養護教諭、保健主事で構成する。
※個々の事案については、それに関係する教職員が参加をする。
※必要に応じて、学校運営協議会委員や外部の専門家（医師、児童相談所員等）
を招へいする。
- (3) 役割
ア いじめの未然防止のための年間取組計画の企画、実施と有効性の検証
イ いじめに関する情報の収集、記録、教職員間の情報共有化の推進
ウ いじめ事案発生時の緊急会議の開催と対応方針（事実関係の聴き取りや指導、支援体制、保護者や関係機関との連携等）の決定と対応
エ 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- (4) 開催時期と内容 年3回定期開催 ※いじめ事案発生時には、緊急に開催
5月：学校いじめ防止基本方針の確認
5月実施生活・学習に関するアンケートの結果に基づく情報共有
9月：9月実施いじめアンケートの結果に基づく情報共有
2月：学校いじめ防止基本方針の見直しと修正
年間取組計画の検証と次年度への課題
- (5) いじめ防止対策の達成目標
本委員会を中心に、全職員でいじめ防止等に取り組み、いじめ件数0を目指す。

4 いじめの未然防止と早期発見及び取組計画

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要である。いじめの存在を把握しなければ対策へとつなぐことができないことから、できるだけ初期の段階で対応するという姿勢を持つことが重要である。

(1) 未然防止のために

- ア 子どもの特性を踏まえ、子どもの理解に努め、思いや表現を受け止め公平に接し、信頼関係を作る。
- イ 人権に関する理解や人権感覚を育む道德教育等の学習活動を総合的に推進する。
(子どもがいじめについて考え、話しあうこと等のできる実践的取り組みを含む)
- ウ 子どもたちが互いの個性や違いを認め合い、望ましい人間関係づくりをねらった協同的・体験的活動等（生活単元学習、学級活動、生徒会活動、宿泊学習、学校間交流、居住地校交流地域交流等）の取り組みを推進する。
- エ 学校いじめ防止基本方針を、学校ホームページに掲載、PTA 総会（4 月）で保護者に説明を行うことで、保護者や地域に本校の教育について周知する。
- オ 外部講師を招へいした携帯電話教室を開催する等、情報モラル教育を推進する。
- カ 「いじめはどの子どもにも、どこにでも起こりうる」の認識のもと指導にあたる。また校内研修会等をとおして、専門性を高め人権意識の向上を図る。
- キ 学校経営計画書の本年度の取組において、「児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さず、情報を共有し、いじめを防止する」を取り組み手段とし、いじめ発生件数 0 件を目標とする。

(2) 早期発見のために

- ア 子どものストレスの状況や心の状態など、日常的な観察を行い、子ども同士の会話や聴き取りなどをとおして情報の収集を行い、いじめの発見に努める。
- イ 保護者や子どもを対象とした、学校生活全般やいじめに関するアンケート調査を実施（5 月、9 月）する。
- ウ 保護者との連絡ノートでのやりとりや面談等を利用し、家庭や地域での様子を把握、必要に応じてさらなる情報を収集する。
- エ 必要に応じて教育相談を行い、友達関係や悩み等の掌握をする。
- オ 保護者や子どもが相談しやすいよう、信頼関係を築くようにする。また、必要に応じて外部の専門家に協力を依頼する等、相談体制を整備する。

(3) 年間取組計画

いじめの未然防止、早期発見の考えに基づき、いじめの防止等の取り組みを年間を通して計画的に行えるよう年間取組計画を定める。

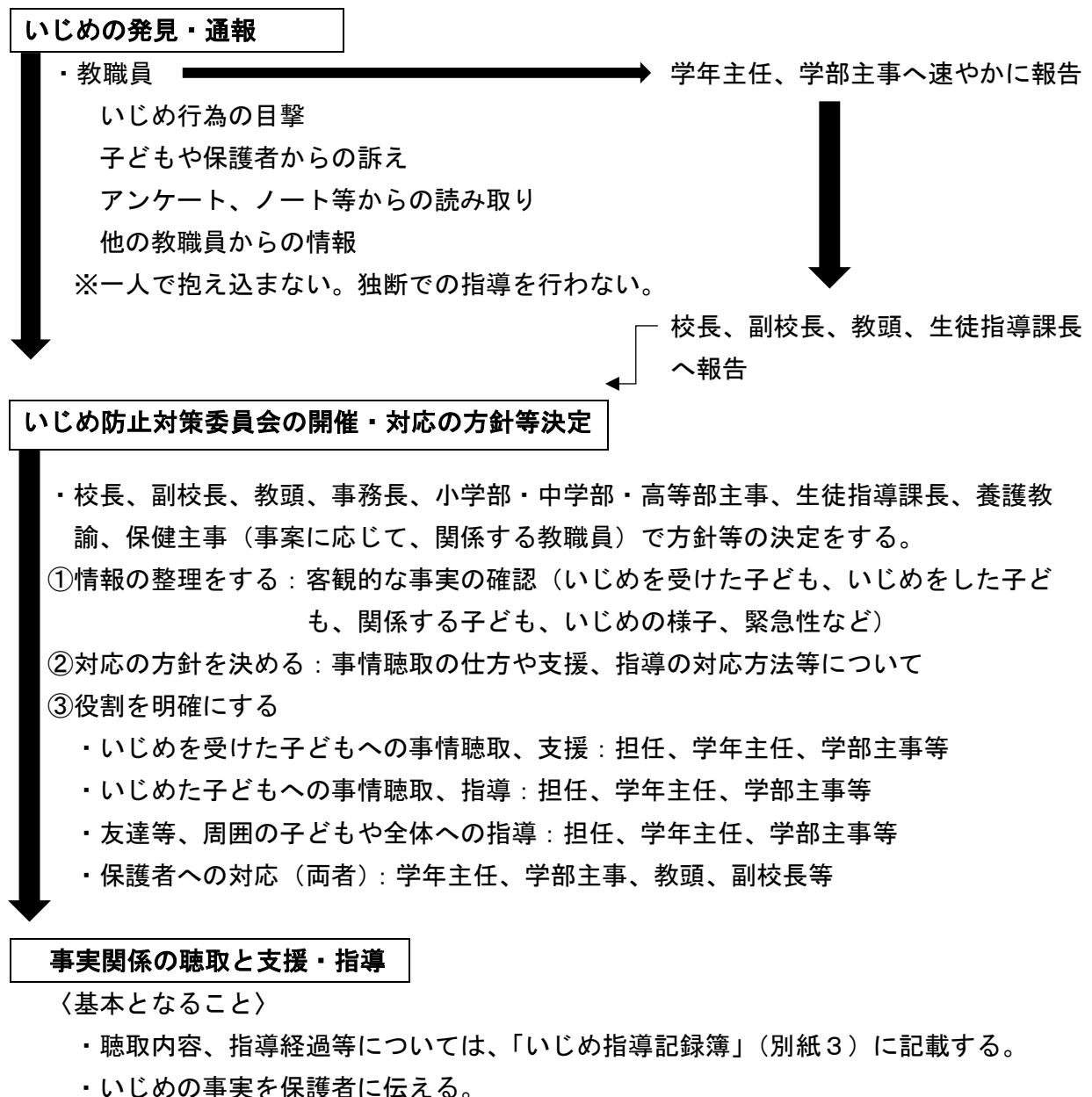
5 いじめ発生時の対応

(1) 発生時の対応と基本的な考え方

- ア 相談、発見、通報を受けた際は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し対応する。
※特定の教職員で抱え込まず、組織として対応する
- イ 早期に事実確認をする。並行して、いじめられた子どもをいじめから救済し、保護者を安心させる。いじめた子どもについては、その行為に及んだ原因や背景等について聞き取ることで、事実を正確に把握する。
- ウ いじめ確認の際は、静岡県教育委員会特別支援教育課に報告をする。
- エ 全教職員に報告、情報を共有し、多数の目で見守ることのできる体制をとる。

(2) 発生時から指導までの対応

いじめ防止対策委員会を中心として、組織的に対応する。



- ・ いじめを受けた子ども、いじめをした子ども双方の保護者間で争いが起きないよう、保護者と情報を共有する。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、警察や児童相談所等に相談、連携して対応する。
 - ・ 子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、直ちに警察に通報し適切な援助を求める。
 - ・ 校長は、いじめた子どもに対し、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すために適切に懲戒を加えることができる。
 - ・ いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ＊ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていること。

〈具体的内容〉

【いじめを受けた子ども・保護者への支援】

教職員の基本的な姿勢	支援内容
・ 事実関係を聴取する。 ・ 徹底して味方になる。いじめを受けた子どもにも責任があるという思考はもたない。 ・ いじめた生徒の謝罪や表面的な変化により、いじめの解消と判断しない。 ・ 個人情報の取り扱い等について、十分に留意する。	・ 家庭訪問等で迅速に保護者に事実関係を伝える。 ・ いじめている側を許さないという姿勢を示す。 ・ 対応方針について、子供、保護者に事前に説明をして実行に移す。 ・ 状況に応じて見守りをする、いじめた子どもを別教室に移す等、いじめに対して安心して教育が受けられるようにする。 ・ 状況により、外部専門家の協力を要請し支援を行う。 ・ 学校の対応について記録を詳細に残し、保護者への情報提供を丁寧に行う。

【いじめた子ども・保護者への指導・助言】

教職員の基本的な姿勢	指導・助言内容
・ 事実関係を聴取する。 ・ いじめを受けた子どもが深く傷付いていること、いじめは絶対に許されない行為であることを認識できるようにし、十分な反省を促す。 ・ いじめた子ども自身が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、健全な人格の成長に配慮する。 ・ 個人情報の取り扱い等について、十分に留意する。	・ 迅速に保護者に連絡、正確に事実を伝え、理解や納得を得た上で学校と協力して子どもを指導するよう促す。 ・ 必要に応じて、別教室で学習を行う等の対応をする。 ・ 教育上必要があると認められた場合は、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。（校長）

【いじめが起きた集団（観衆や傍観者）への働き掛け】

- ・ いじめに同調したりはやし立てたりすることは、いじめに加担することであることを伝え、理解を促す。
- ・ いじめを見て見ぬ振りをすることは、いじめを受けている子どもの孤独感を強める事など、自分に置き換えて考えることができるよう促す。

【インターネットによるいじめについて】

- ・ インターネット上でいじめは、人権侵害であること、心に深い傷を負わせてしまうこと等を理解できるように伝える。また、専門家を招へいし、子どもを対象とした講義を実施する。（子どもの実態に応じる）

6 重大事態への対応

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要がある。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年文部科学省)を踏まえ、「いじめの重大事態対応マニュアル改訂版（令和 7 年 3 月静岡県教育委員会）」を参考にして適切に対処する。

(1) 重大事態とは（重大事態の判断基準）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。（年間 30 日の欠席を目安とする。）

※30 日と目安としているが、「(いじめが要因で) 児童生徒が一定期間。連続して欠席しているような場合には、年間 30 日の上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要」である。

(2) 重大事態への対応

【①発生報告】…ア

- ・ 学校は、静岡県教育委員会を通して、重大事態が発生した旨を、静岡県知事へ報告しなければならない。「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態（疑い含む）の発生について（報告）を提出



【②調査組織の設置】

- ・ 調査主体は、静岡県教育委員会が決定する。不登校重大事案については、学校主体で調査を行う。



【③対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の説明】

- ・ 調査を行う間前には、教育委員会又は学校は、対象児童生徒及びその保護者へ説明を行い、調査の目的を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等についての要望等を確認する。



【④重大事態調査の進め方】

- ・ 調査の進め方について事前検討…イ



【⑤調査結果の説明・公表】

- ・ 対象児童生徒及びその保護者への調査結果の説明をする。



【⑥重大事態調査の対応における個人情報保護】

- ・ 個人情報保護に基づく基本的な対応をする。



【⑦調査結果を踏まえた対応】…ウ

- ・ 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援



【⑧再調査】

- ・ 知事が調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態とどうすの事態の発生の防止のためにも必要があると知事が認めるときに、重大事態調査の決壊について調査を行う。

ア 重大事態発生時の初動対応

(1) 初動対応の概要

- ・ 初動対応においては、特に対象児童生徒及びその保護者との情報共有が重要であり、県教育委員会又は学校において窓口となる担当者を決め、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

(2) 資料の収集・保存

- ・ 定期的実施しているアンケート結果
- ・ 教育相談の記録
- ・ これまでのいじめの通報や面談記録
- ・ 学校いじめ対策組織等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録

※重大事態調査の報告書の保存期間は、10 年間とする。

イ 調査の実施

重大調査の実に当たっては、はじめに、調査組織を構成する委員の間で、以下について共通理解を図る。

- ・ 調査の目的、趣旨
- ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認

- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- ・ 調査結果の公表の有無、在り方

（1）調査全体の流れ

調査方法やスケジュールは、以下を参考に、調査組織において決定する。

- ①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
 - ・ 当該学校の生徒指導体制、公務分掌等の組織体制が分かる資料
 - ・ 学校いじめ防止基本方針
 - ・ 年間の指導計画
 - ・ 学校に設置される各委員会の議事録
 - ・ 過去のアンケート、面談記録
- ②対象児童生徒及びその保護者からの聴き取り
- ③聴き取りやアンケート調査等の実施
 - ・ 教職員からの聴き取り
 - ・ 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
 - ・ 学校以外の関係機関への聴き取り
- ④事実関係の整理（必要があれば追加で聞き取り等を実施）
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

（2）重大事態調査における留意事項

調査組織の構成員等に対しては、守秘義務を課す。また、調査で収集した情報の管理・保管方法等にも留意する。

（3）聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

- ①聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行う。
- ②重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的である。
- ③聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有する
- ④調査結果を対象児童生徒及び保護者に提供し、関係児童生徒及び保護者にも説明等を行う。
- ⑤情報は秘匿処理を行い、人権やプライバシーにも配慮する。

調査報告書の作成

（1）重大事態調査における調査報告書の作成

調査報告書の作成に当たっては、盛り込む項目や記載内容を検討する。なお、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点を

もちつつ、作成する。また、公表することも念頭に置きつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなども検討する。

ウ 調査報告書で提言された再発防止策の実施

当該学校や県教育委員会においては、調査報告書の内容及び提言させた再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底など、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

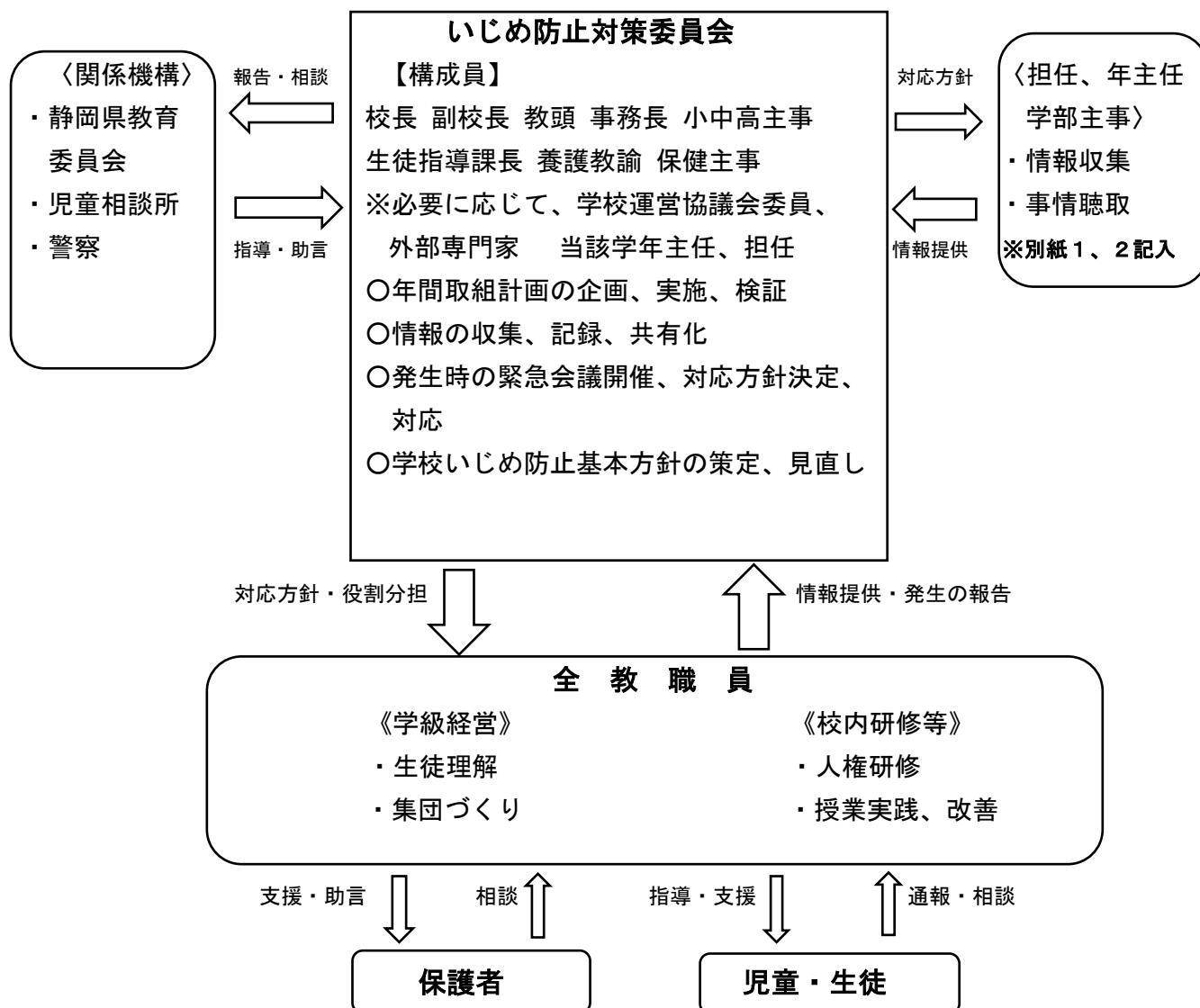
〈自殺報道に関する参考資料〉

WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言

- ① 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う。
- ② 自殺をセンセーショナルに扱わない。当然の行為のよう扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない。
- ③ 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰にそして繰り返し報道したりしない。
- ④ 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない。
- ⑤ 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない。
- ⑥ 見出しの付け方には慎重を期する。
- ⑦ 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する。
- ⑧ 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意を期する。
- ⑨ 自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする。
- ⑩ どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する。
- ⑪ メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る。

「自殺予防－メディア関係者のための手引き」 より引用

7 学校いじめ対策組織



(1) 校内相談・通報窓口

いじめの相談・通報窓口は、担任、又は、教頭、学部主事とする。

保護者に対しては、面談時では、担任に相談を行うことに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外の職員にも相談できることを学校から情報提供する。

児童生徒に対しても同様の相談や通報窓口が開かれている。個別に相談の対応したり、相談環境を整えたりすることで、安心して相談・通報できるようにしていく。

(2) 他機関との連携

スクールカウンセラーや警察、弁護士、医療機関、児童相談所などの専門家と連携を図る。多角的な視点で児童生徒・保護者の情報を捉え、福祉や医療面等での対応を早期に行えるようにする。

8 いじめ防止等のための年間取組計画

月	児童生徒	学校	保護者等
4	聞き取り面談(家庭の様子把握) ※小1、中1、高1及び転入生	学校いじめ防止基本方針伝達	学校いじめ防止基本方針のホームページ公開 聞き取り面談(家庭の様子把握)※小1、中1、高1及び転入生
5	生活・学習に関するアンケート あいさつ運動(小通年) あいさつ運動(高) 個別面談 (家庭の様子把握)	生活・学習に関するアンケート集約、調査、対応 いじめ防止対策委員会① (いじめ防止基本方針、生活・学習に関するアンケートの結果と対応等報告、確認等) ミニ人権研修会 (通年、月1回学部会または学年会)	生活・学習に関するアンケート 学校いじめ防止基本方針の説明 個別面談 (家庭の様子把握)
6	あいさつ運動(中)	※人権チェック	
7	携帯安全教室(高) あいさつ運動(高)	人権教育担当者研修	携帯安全教室(高)
8		人権研修会(外部講師)	
9	いじめアンケート 保護者、児童生徒に対して あいさつ運動(高) 個別面談 (家庭の様子把握)	いじめアンケートの集約、調査、対応 ※別紙1、2に聴き取り内容を記入 ※面談時にいじめアンケートを記入した家庭に経過を報告(別紙3) 第2回人権研修会	いじめアンケート 個別面談 (家庭の様子把握)
10	あいさつ運動(中)	いじめ防止対策委員会② (いじめアンケートの結果と対応等報告、確認等)	
11	あいさつ運動(高)		学校評価アンケート
12	あいさつ運動(中)		
1	いじめ状況確認	※9月にいじめアンケートを記入した生徒にその後の状況を確認	
2	個別面談 (家庭の様子把握) あいさつ運動(高) あいさつ運動(中)	いじめ防止対策委員会③ (いじめ防止対策達成目標の評価、年間取組計画の検証、学校いじめ防止基本方針の見直し、反省、課題) ※人権チェック	個別面談 (家庭の様子把握)
3			

- ※いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の実践（全学部、あいさつ運動）
- ※学級活動等を利用し、人権に関する授業の実践（全学部）
- ※保健体育科における、体、生命等の学習実践（全学部）
- ※体罰及びセクシュアルハラスメントに関するアンケート（２月実施、管理職）

いじめ指導記録簿 1

① 被害児童 生徒名	学部 年 組 名前 【 】 (男・女)	
② 関係する 児童生徒名 (学部・年・組)	(学部 年 組 男・女)	(学部 年 組 男・女)
	(学部 年 組 男・女)	(学部 年 組 男・女)
③ 記録日時 記録者	令和 年 月 日 ()	
④ 内 容		
⑤ 第一報の 状況		

① : いじめを受けた児童生徒の名称

② : いじめた児童生徒及び関係すると思われる児童生徒の名称

③ : 聴取内容等を記録した日時、教職員の名称

④ : いじめの発端、発見のきっかけ、いじめの態様

⑤ : 第一報は「いつ」「誰が」「誰に」「どのような報告内容」であったかなど

※支援、指導・助言などの対応内容の記録については、「いじめ指導記録簿 2」に記載

いじめ指導記録簿 2

対応の状況（支援、指導・助言等）		
月 日	いじめを受けた児童生徒、保護者への 対応内容	いじめた児童生徒、保護者への 対応内容

- ・ いじめられた（いじめた）児童生徒の状況及び支援・指導内容、対応内容、保護者への指導・助言内容、
今後の支援・指導方針などを簡潔に記載する。
- ・ 聴取内容等の詳細は別紙（アンケート用紙や他様式は自由）に記載し、添付する。

聴き取り結果の報告

1 当該児童生徒

- (1) 学校名 静岡県立浜北特別支援学校
- (2) 学部・学年・学級・性別 学部 年 組 (男・女)
- (3) 名 前

2 欠席期間・当該児童生徒の状況

- (1) 期 間 令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
- (2) 状 況

3 調査の概要

- (1) 調査期間 令和 年 月 日()～令和 年 月 日()
- (2) 調査組織
- (3) 外部専門家の所属 ※調査に参加した場合のみ記述

4 聴取内容

- (1) 当該児童生徒・保護者
- (2) 教職員
- (3) 関係する児童生徒・保護者
- (4) その他

5 今後の当該児童生徒への支援方策